

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（③漁協関係）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 漁協と漁協が合併する場合 ・特例措置の内容 上記の合併による資産の移転は帳簿価格による引継とされ、合併による譲渡損益の計上は行わないものとされる。 		
関係条文	地方税法第51条、第314条の4等		
減収見込額	(初年度) — (▲159) (平年度) — (▲138) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 漁協の合併を推進し、漁協の経営健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成23年度末の沿海地区の漁協数は約1,000組合となったが、漁協合併は多額の欠損金を抱える経営不振漁協の経営改善を進める上で非常に有効な手段であり、引き続き推進していく必要がある。近年は、多数の漁協が参加する広域合併や既に合併した漁協へ小規模漁協が合併する事例が多く見られ、このような規模格差がある場合には本則の適用要件を満たさないことから、本特例により合併の円滑化を図る必要がある。 新たな水産基本計画（平成24年3月23日閣議決定）の「第2の9 水産関係団体の再編整備等」において、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていけるようにするため、販売事業の強化や経営不振漁協による再建計画の実施等を通じ、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する旨規定しており、本特例措置の目的（漁協の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定）と合致している。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	10 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																
	政策の達成目標	漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (3 年間)																
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																
	政策目標の達成状況	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和 42 年度から平成 12 年度までの年平均が 9 件、29 組合であるのに対し、本特例措置創設（平成 13 年度）から平成 23 年度までの年平均が 26 件、106 組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <p>〔平成 13 年度から平成 23 年度末までの全実績〕 合併件数 214 件、合併参加漁協数 951 組合</p>																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度 (実績)</th> <th>22 年度 (実績)</th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (見込)</th> <th>25 年度 (見込)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件</td> <td>6 (42 組合)</td> <td>2 (10 組合)</td> <td>1 (2 組合)</td> <td>3 (18 組合)</td> <td>2 (10 組合)</td> <td>2 (10 組合)</td> <td>2 (13 組合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協が対象となっているため、偏りはない。また、各漁協において都道府県等と協議し、計画性を持って導入する必要があるため、適用件数は僅少ではない。</p>	区分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	適用件	6 (42 組合)	2 (10 組合)	1 (2 組合)	3 (18 組合)	2 (10 組合)	2 (10 組合)	2 (13 組合)
	区分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)										
適用件	6 (42 組合)	2 (10 組合)	1 (2 組合)	3 (18 組合)	2 (10 組合)	2 (10 組合)	2 (13 組合)											
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 13 年 4 月 (本特例措置創設) から平成 24 年 3 月末までに、214 件 (951 組合) の合併が実現し、14%に当たる 31 件 (367 組合) が本特例措置による適格合併に該当しており、合併促進へのインセンティブとなっている。																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>・漁協系統組織改革加速化事業 約 58 百万円 経営不振漁協に対する外部専門家を活用した経営改善計画の策定支援、漁協の監査及び漁協職員の資質向上のための研修等を通じ、漁協の組織・経営基盤を強化。</p> <p>・漁協経営再建支援事業 合併の阻害要因である経営不振漁協の欠損金解消のための借換資金に係る利子助成及び保証料助成を実施。</p> <p>〔漁協経営基盤強化推進事業 約 130 百万円〕 〔漁協資金融通円滑化事業 約 60 百万円〕</p>																

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>合併の阻害要因となっている漁協間の財務格差を解消するために、経営不振漁協の欠損金処理を中心とした補助事業による経営改善の取組を支援し、これに合併促進に係る税制を組み合わせることで、効果的に漁協の経営健全化・基盤強化を図る。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>漁協合併では制度上、合併前に組合員の2/3以上の同意が必要であり、通常の税制では合併による負担が生じることから、これが漁協合併の大きな阻害要因となっている。事業規模に拘わらず合併漁協が引き継ぐ資産の簿価評価を認める本特例は、合併時の負担を軽減することにより、組合員の同意を得るインセンティブとなっている。さらに、合併漁協への欠損金の引継ぎを認めることで、多額の欠損金を抱え、破たんにより地域経済に多大な影響を及ぼす恐れのある経営不振漁協の合併が可能となり、当該漁協の経営再建を図ることができる。これらの措置により、漁協合併が促進され、漁協系統全体の経営が安定する効果がある。</p>
<p>ページ</p>	<p>10 — 3</p>	

税負担軽減措置等の適用実績		平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (実績)
	合併件数 (件)	15 (73 組合)	13 (35 組合)	5 (12 組合)
	適用件数 (件)	6 (42 組合)	2 (10 組合)	1 (2 組合)
	減収額 (百万円)	197	322	6
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和 42 年度から平成 12 年度までの年平均が 9 件、29 組合であるのに対し、本特例措置創設(平成 13 年度)から平成 23 年度までの年平均が 26 件、106 組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <p>(平成 13 年度から平成 23 年度末までの全実績 合併件数 214 件、合併参加漁協数 951 組合)</p>			
前回要望時の達成目標	漁協の合併推進による漁協系統の基盤強化及び経営の健全化			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>合併後の組織・組合運営問題等により、県域での合意形成が予定どおり進まずに合併が遅れている漁協があるが、全国漁業協同組合連合会を始めとする漁協系統の指導等により、県域系統機関が一体となって合併推進に努めているところである。</p> <p>本特例により合併の円滑化を図ることで、引き続き漁協の経営健全化及び基盤強化を通じた漁業経営の安定を図る。</p>			
これまでの要望経緯	<p>平成 13 年度創設 平成 19 年度延長 平成 20 年度拡充 (漁業協同組合合併促進法の期限終了を受け、同法の認定を受けていない漁業協同組合間の合併についても適用対象とする。) 平成 22 年度延長</p>			
ページ	10 — 4			